

市第 135 号議案

港湾施設の指定管理者の指定

次のように港湾施設の指定管理者を指定する。

平成27年12月 4 日提出

横浜市長 林 文子

区 分	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
物流等関連施設	中区山下町2番地	横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 高島 正之	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
大さん橋	中区海岸通1丁目1番地	横浜港振興協会・神奈川新聞社・ハリマビシステム共同事業体 代表者 一般社団法人横浜港振興協会 会長 藤木 幸夫	同
臨港パーク等関連施設	西区みなとみらい一丁目1番1号	株式会社横浜国際平和会議場 代表取締役社長 鈴木 隆	同
港湾厚生関連施設	中区山下町279番地の1地先	一般社団法人横浜港湾福利厚生協会 会長 藤木 幸夫	同
日本丸メモリアルパーク	西区みなとみらい二丁目1番1号	帆船日本丸記念財団・JTBCコミュニケーションズ共同事業体 代表者 公益財団法人帆船日本丸記念財団 会長 金近 忠彦	同
横浜港シンボルトワー	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号	商船三井興産株式会社 代表取締役社長 井林 與市	同

八景島	金沢区八景島	株式会社横浜八景島 代表取締役 社 長 布留川 信行	同
-----	--------	----------------------------------	---

(備考)

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設使用条例（昭和24年9月横浜市条例第49号）別表第1に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

提 案 理 由

物流等関連施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

横浜港振興協会・神奈川新聞社・ハリマビシステム共同

業体の構成員

- 1 中区海岸通 1 丁目 1 番地
一般社団法人横浜港振興協会
会長 藤 木 幸 夫
- 2 中区太田町 2 丁目 23 番地
株式会社神奈川新聞社
代表取締役社長 並 木 裕 之
- 3 西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
株式会社ハリマビシステム
代表取締役社長 鴻 義 久

帆船日本丸記念財団・JTBコミュニケーションズ共同

事業体の構成員

- 1 西区みなとみらい二丁目 1 番 1 号
公益財団法人帆船日本丸記念財団
会長 金 近 忠 彦
- 2 東京都品川区上大崎 2 丁目 24 番 9 号
株式会社 J T B コミュニケーションズ
代表取締役社長 坂 本 典 幸

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第 7 項から第 11 項まで省略)